

国保事業費納付金の仮算定結果について（北海道算定）

1. 国保事業費納付金及び仮算定の趣旨

- 国民健康保険制度は平成 30 年度から新たな制度に移行し、道が算定する市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額が、各市町村の保険料（税）決定の基礎となる。
- 納付金制度の導入により、現在異なっている市町村の保険料を平均的な水準に近づけていく。
- 今回の仮算定は、新たな制度への移行準備の一環として、一定の条件の下、納付金と各市町村の保険料（税）とを比較することにより、保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や激変緩和措置の対象範囲等を市町村と協議する際の参考とするもの。

2. 納付金仮算定結果（概要）

恵庭市と北海道の仮算定結果

・一人あたり比較

	試算保険料(税) A	H27 保険料(税) B	A－B	伸び率(%)
恵庭市	115,843	126,481	▲10,638	▲8.41
全 道	106,454	118,488	▲12,033	▲10.16

注1 仮算定に用いた決算額はH27年度、予算額はH29年度であるが、平成30年度の本算定時には決算額はH28年度、予算額はH30年度を用いることとなり、算定対象年度が異なる。

3. 納付金算定における基礎数値

《全道》

- 医療費等の額：5,045億円 α
- 公費等算入額：3,457億円 β
- 納付金額：1,588億円 $(\alpha - \beta)$

《恵庭市》

- 納付金額：16億500万円

4. 今後の動き

- ①次回納付金仮算定： 平成29年8月下旬～9月中旬
- ②本算定納付金確定： 平成29年12月
- ③恵庭市国保税率改正： 平成30年第1回定例会に国保税条例の一部改正案を提出

市町村国保の都道府県単位化（広域化）に向けたスケジュールについて

年・月	国	都道府県	市町村
H29. 5～6	政令・関係省令公布・ 条例参考例提示	運営協議会における 運営方針の議論・意見・ 照会・諮問・答申	北海道との連携会議 における協議
H29 夏前	納付金等の算定に向 けた公費の考え方を 提示	納付金等に係る実質的な検討 ・調整 (納付金・標準保険料(税)率を算出) (納付金に関する考え方を概ね決定)	確認・検証作業 新制度に向けたシステム改修及び動作
H29. 10	下旬 29 年度仮係数を提示	29 年度仮係数により 推計を実施 運営方針決定 (知事決裁)	
H29. 12	月末 29 年度確定係数を提 示	条例改正(12 月議会) 納付金等の確定 (確定係数により算定を 行い、納付金・標準保険料 率を確定) 納付金等の通知	
			保険料(税)率の算出 (納付金、標準保険料(税) 率を踏まえて算出)
H30. 3		予算審議(3 月議会) ・30 年度予算を決定	条例改正・予算審議 (3 月議会) (保険料(税)率を決定) (30 年度予算を決定)